

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税の賦課徴収関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等に基づき軽自動車税の賦課、徴収を行う</p> <p>① 地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ② 物件情報の管理、異動、照会 ③ 標識交付証明書の発行 ④ 軽自動車税の障害者減免 ⑤ 軽自動車税の減免</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表の24の項 <p>2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 <p>■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・48の項</p> <p>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第50条 <p>■情報提供の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・48の項、49の項</p> <p>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛町部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	草津町役場 愛町部 税務課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7186(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	草津町役場 愛町部 税務課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7186(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
<選択肢> [基礎項目評価書] 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
<選択肢>			
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/> なし		
	<選択肢>		
	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、同性同名者がいた場合の十分な再確認、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、住民基本台帳事務等では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を原則行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管及び廃棄 		
9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		<p>特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないとことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>		

变更箇所